総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

総務省共済組合代表者
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第４章　給付

（短期給付）

第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の5までに規定する給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第28条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.40/1,000	1.02/1,000	8.89/1,000	40.40/1,000	1.02/1,000	8.89/1,000
短期組合員	40.40/1,000	1.02/1,000	8.89/1,000	40.40/1,000	1.02/1,000	8.89/1,000
任意継続組合員	80.40/1,000	2.04/1,000	17.78/1,000			

２　［略］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.40/1,000	1.02/1,000	8.89/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「40.40/1,000」とあるのは、「1.69/1,000」とする。

４・５　［略］

改正前

第４章　給付

（短期給付）

第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の3までに規定する給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第28条　［同左］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.40/1,000	1.02/1,000	6.11/1,000	40.40/1,000	1.02/1,000	6.11/1,000
短期組合員	40.40/1,000	1.02/1,000	6.11/1,000	40.40/1,000	1.02/1,000	6.11/1,000
任意継続組合員	80.40/1,000	2.04/1,000	12.22/1,000			

２　［同左］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.40/1,000	1.02/1,000	6.11/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「40.40/1,000」とあるのは、「1.83/1,000」とする。

４・５　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。